

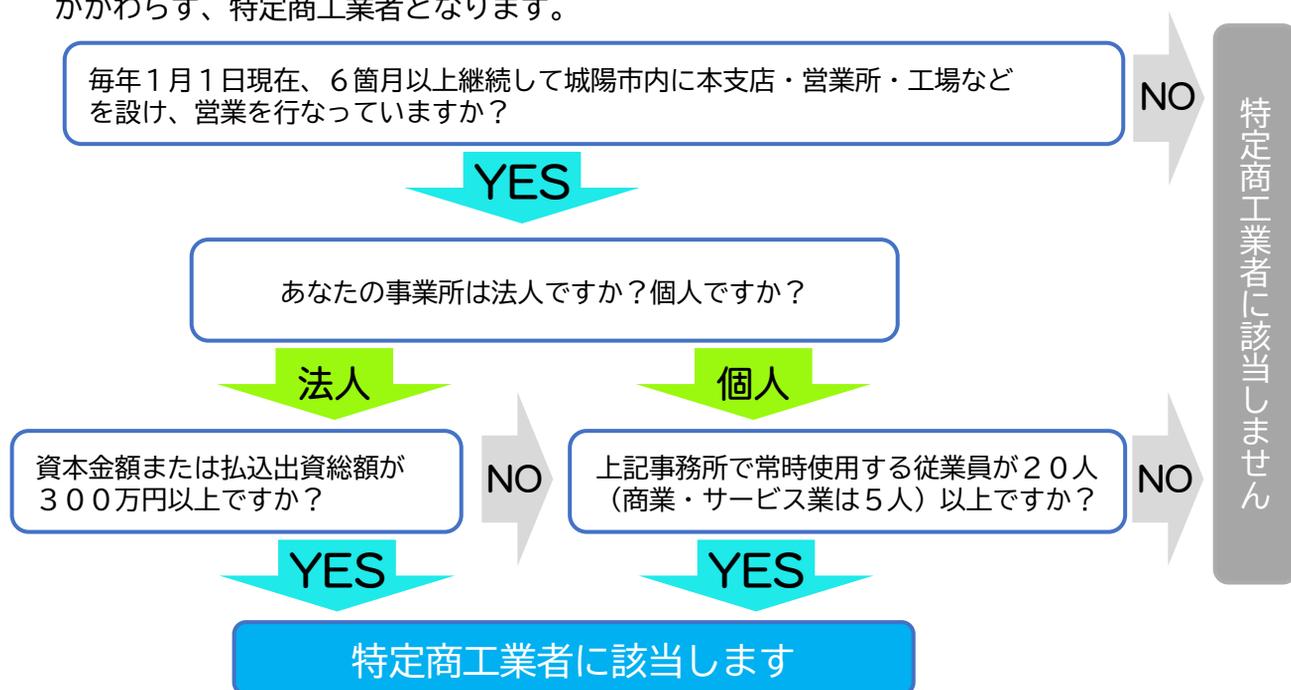
特定商工業者制度について

特定商工業者制度は、国の法律である『商工会議所法』(昭和28年法律第143号)によって定められている制度です。

この法律に基づいて、商工会議所は、法律で定められた一定規模以上の事業所(特定商工業者)の実態を正確に把握するために、法定台帳を整備して地域振興策の立案や取引照会等の基礎資料として活用しています。また、特定商工業者の皆様からは、法定台帳整備に係る費用として、負担金を納入頂いております。

◎特定商工業者とは

商工会議所法(第7条)で定められた次に該当する商工業者が、商工会議所の会員か否かにかかわらず、特定商工業者となります。



◎法定台帳とは

商工業者の総合的な改善・発展のための基礎資料とするため、商工会議所法(第10条)で、商工会議所が法定台帳を作成することが定められています。また、特定商工業者の方々の義務として、法定台帳調査を年1回提出頂くこととなっております。調査項目は、名称、住所、代表者、事業内容、資本金額、従業員数等があり、城陽商工会議所では、毎年、特定商工業者の皆様に法定台帳を郵送し、ご提出頂いております。

◎負担金とは

商工会議所法(第12条)に基づき、法定台帳の調査作成にかかる費用の一部として、特定商工業者の皆様の過半数の同意と京都府知事の許可を受けて年間2,400円の負担金のご協力をお願いしております。

※負担金は税金とは異なり、不払いによる罰則規定、不利益は一切ありません。

※負担金は税務上、公租公課費目として損金処理ができます。

※負担金は非課税です。